

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目 次

規 則

○技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件

○公有水面埋立てについて免許の申請があった件

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

福 島 県 人 事 委 員 会

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

正 誤

○平成十年十一月十日付け号外第八十号中

○平成二十四年二月二十一日付け定例第二千三百六十一号中

規 則

技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

福 島 県 規 則 第 五 号

技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労働職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四IIIの項中「46」を「45」に改め、同表113の項及び114の項中「47」を「46」に

福島県知事 佐藤 雄 平

改め、同表115の項及び116の項中「48」を「47」に改め、同表117の項中「49」を「47」に改め、同表118の項から120の項までの規定中「49」を「48」に改め、同表121の項から124の項までの規定中「50」を「49」に改め、同表125の項から128の項までの規定中「51」を「50」に改め、同表129の項から132の項までの規定中「52」を「51」に改め、同表133の項中「53」を「52」に改め、同表143の項中「105」を「106」に改め、同表145の項及び146の項中「106」を「107」に改め、同表147の項及び148の項中「107」を「108」に改め、同表149の項中「107」を「109」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

告 示

福 島 県 告 示 第 九 十 二 号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年三月二日から同年七月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フイラチャール 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の住所

(変更前) 東京都中央区京橋三丁目一番二号

(変更後) 東京都中央区明石町六番四号

三 変更した年月日

平成二十三年十月十七日

四 届出年月日

平成二十四年二月十三日

五 届出をした者

片倉工業株式会社

(商業まちづくり課)

福 島 県 告 示 第 九 十 三 号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の発生の予防

二 実施する区域

- 1 福島市（飯野町の区域に限る。）二本松市（油井、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目、米沢、渋川、上川崎、小沢、下川崎、吉倉、小浜、成田、上太田、西勝田、上長折、下長折、杉沢、田沢、百目木、長折、西新殿、初森、東新殿、茂原、太田、木幡、戸沢及び針道の区域に限る。）、伊達市（霊山町の区域を除く。）、本宮市（稲沢、白岩、長屋、糠沢、松沢及び和田の区域に限る。）、国見町、桑折町、郡山市（熱海町及び中田町の区域に限る。）、須賀川市、鏡石町、白河市（東形見、東蕪内、東釜子、東上野出島、東工業団地、東下野出島、東千田、東栃本及び東仁井田の区域に限る。）、泉崎村、矢祭町、塙町、鮫川村、喜多方市（塩川町の区域に限る。）、三島町、会津美里町（荻窪の区域に限る。）、相馬市（玉野及び東玉野以外の区域に限る。）、南相馬市（鹿島区の区域に限る。）、及びいわき市（平、内郷高野町、好間町、三和町及び高倉町の区域に限る。）の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島

五 検査の方法

県家畜保健衛生所長の指示する日
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法
(畜産課)

福島県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十四年三月二日

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

福島県知事 佐藤 雄 平

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上のものであって、過去一年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの

- 1 家畜市場に出場する軽種馬
- 2 県外に移出する馬
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬
- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の規定による競馬に出場する馬
- 7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島

五 検査の方法

県家畜保健衛生所長の指示する日
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法
(畜産課)

福島県告示第九十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 交配のため県外に移出する馬
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島

五 検査の方法

県家畜保健衛生所長の指示する日
臨床検査及び細菌検査
(畜産課)

福島県告示第九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・ブローラムによるものに限る。）の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏候補鶏
- 四 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
急速凝集反応法

（畜産課）

福島県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂
- 四 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

福島県告示第九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家

畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
越夏していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であって、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの
- 四 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験及びゲル内沈降反応）

（畜産課）

福島県告示第九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法
血清学的検査（鶏を検査する場合にはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合には寒天ゲル内沈降反応）

福島県告示第百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤雄平

（畜産課）

一 実施の目的

豚のオースキー病の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

既知のオースキー病抗体陽性農場にあつては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外の農場にあつてはラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

（畜産課）

福島県告示第百一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一伝達性海綿状脳症の項に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許の出願があつた。同法第三条第一項の規定により、この出願に係る関係書類を福島県土木部土木総室土木総務課用地室、福島県相双建設事務所及び大熊町企画調整課に備え置いて平成二十四年三月二日から三週間縦覧する。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力株式会社

東京都大田区東雪谷五丁目三十一番一号 取締役社長 西澤 俊夫

二 出願の年月日

平成二十四年二月七日

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線並びに一一〇地点と一一一地点を結ぶ昭和四十六年二月十八日付け福島県指令監第四百号及び昭和四十七年九月十一日付け福島県指令監第四百二十七号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

一一一の地点 夫沢二等三角点（北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、東経一四〇度〇〇分一八・九八一六七秒）から六五度四四分三七秒二八四七・一三一メートルの地点

一一二の地点 一一一の地点から九〇度〇分〇秒六〇・〇二メートルの地点

一一三の地点 一一二の地点から一七八度四分二五秒九八・〇八メートルの地点

一一四の地点 一一三の地点から一七八度五分二五秒二四七・〇四メートルの地点

一一五の地点 一一四の地点から一八一度一九分一秒九八・六一メートルの地点

一一六の地点 一一五の地点から一七九度二九分一八秒二・七六〇メートルの地点

一一七の地点 一一六の地点から一〇四度五三分二五秒九・六六〇メートルの地点

点

地点

一八の地点 一七の地点から一七九度二九分一八秒六七・六一七メートルの地点

3 面積

四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一七の地点と一の地点とを結んだ線により囲まれた区域

一の地点 夫沢二等三角点(北緯三七度二四分四九・九六六二八秒、東経一四〇度〇〇分一八・九八一六七秒)から六二度一分二七秒二八五八・七〇一メートルの地点

二の地点 一の地点から九〇度〇分〇秒二七三・五〇三メートルの地点

三の地点 二の地点から一三〇度〇分〇秒四一三・一九九メートルの地点

四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒一三四・三一五メートルの地点

五の地点 四の地点から二三四度一〇分一〇秒四二〇・八五五メートルの地点

六の地点 五の地点から二三七度五〇分一秒九九・三一六メートルの地点

七の地点 六の地点から二四二度四四分三六秒九五・七八五メートルの地点

八の地点 七の地点から三三三度三九分二六秒一・三七二メートルの地点

九の地点 八の地点から二四二度四六分五秒五九・八五〇メートルの地点

一〇の地点 九の地点から二七〇度〇分〇秒七五・八八七メートルの地点

一一の地点 一〇の地点から〇度〇分〇秒七一・四三三メートルの地点

一二の地点 一一の地点から九〇度〇分〇秒五六・四八〇メートルの地点

一三の地点 一二の地点から四五度八分五〇秒二六・三三八メートルの地点

一四の地点 一三の地点から〇度〇分〇秒三七・四九三メートルの地点

一五の地点 一四の地点から九〇度三分三二秒七一・〇五七メートルの地点

一六の地点 一五の地点から三五八度四分五一秒四三八・七一四メートルの地点

点

一七の地点 一六の地点から二七〇度〇分〇秒八六・四五四メートルの地点

3 面積

二十七万七千九百九十一・二七平方メートル

五 埋立地の用途

地下水排水施設用地

(土木総務課用地室)

公 告

公告第三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人ジャパンボディケア協会

三 代表者の氏名

関根 ミサ子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市大槻町小山田前十二番地 市営住宅一―四―十四―三十二

五 定款に記載された目的

この法人は、加速するストレス社会において心身の健康を維持・増進するための啓蒙活動及び技術向上による人材育成を行い、心身のケアを行う機会をより多く提供することを目的とする。また、育成した人材のサポートも行うことで創業や雇用拡大の促進も目的とする。

(文化振興課)

公告第三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人奥会津自然案内伝承人会

三 代表者の氏名

長内 覚

四 主たる事務所の所在地

福島県南会津郡南会津町針生字昼滝山八百五十七番地四十三

五 定款に記載された目的

この法人は、南会津周辺を訪れる自然・歴史・文化・スポーツ・健康等の体験及び学習する者に対して、自然・歴史・文化・スポーツ・健康等と人間との共生に関する

事業を行い、この地域の持つ自然・歴史・文化等に関わる資源の保全に寄与することとともに、この地域を訪れる人々にその資源を有効的に体験及び学習する機会を推進することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年二月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人フクシマ未来戦略研究所

三 代表者の氏名

星 亮一

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市中町十一番地五号 やまのいカルチャーセンター六〇七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会における文化活動を通して小説、詩、短歌、俳句、美術、音楽、など文芸、芸術の振興及び参画する人々の文化度の向上促進を旨とし、地域社会の文芸、芸術精神活動の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第二号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人福島県産業振興センター」を「公益財団法人福島県産業振興センター」とし、「公益財団法人福島県国際交

「財団法人ふくしま海洋科学館（平成十年四月一日に財団法人ふくし

興センター」に、

「財団法人福島県きこ振興センター（平成四年十一月十六日に財団

こ振興センターという名称で設立された法人をいう。）

「ま海洋学習館と

「財団法人ふくしま海洋科学館（平成十年四月一日に財団法人ふく

ま海洋科学館という名称で設立された法人をいう。）

「財団法人福島県原子力広報協会（昭和五十六年四月一日に財

報協会という名称で設立された法人をいう。）

「財団法人ふくしま市町村建設支援機構（昭和五十三年四月一

設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

「財団法人福島県原子力広報協会（昭和五十六年四月一日に

報協会という名称で設立された法人をいう。）

「財団法人福島県国際交流協会（昭和六十三年十一月一

協会という名称で設立された法人をいう。）

「財団法人福島県栽培漁業協会（昭和五十五年一月二十

業協会という名称で設立された法人をいう。）

「財団法人福島県栽培漁業協会（昭和五十五年一月二

業協会という名称で設立された法人をいう。）

「財団法人福島県観光物産交流協会（昭和六十三

と産業おこしセンターという名称で設立され

「財団法人福島県観光物産交流協会（昭和六十

と産業おこしセンターという名称で設立され

「財団法人福島県文化振興事業団（昭和四十五

年八月一日に財団法人福島県文化セン

「財団法人福島県文化セン

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（財団法人福島県きこの振興センター（平成四年十一月十六日に財団法人福島県きこの振興センターという名称で設立された法人をいう。）及び財団法人ふくしま市町村建設支援機構（昭和五十三年四月一日に財団法人福島県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）に係る部分に限る。）は、平成二十四年四月一日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十年十一月十日付け号外第八十号中

一	下	後ろか ら一六	第十条第二項	第十条第一項
---	---	------------	--------	--------

○平成二十四年二月二十一日付け定例第二千三百六十一号中

四九	上	後ろか ら一九	公告第三十二号の二	公告第八十号
----	---	------------	-----------	--------

(総務審査課)